

令和 6 年 4 月

第23号

■令和6年4月の「東京都盲人福祉協会西東京支部・西東京市視覚障害者協会」からのお知らせです。

●四月を迎えました。企業も学校も、多くの組織が新しい年度を開始します。新入社員もちょっと古い先輩も目標に向かっての意気込みを見せてくれるだろうか、と思うところです。

私の住まいするマンションから、岩倉高等学校グランドが見えます。同校は上野に校舎がありますが、40年ほど前に西東京市(当時 保谷市)の柳橋に野球グランドと寮が整備されたと聞きます。その頃には高校野球で全国制覇もあったとのこと。ほぼ毎日、朝練や下校後の練習の声が聞こえています。そんな訳で直接では無い物の、応援をしています。

少し前のスポーツ新聞記事で、40年前の当時「連戦連勝の KK コンビの PL 学園」を甲子園初出場ながら決勝戦破り優勝投手となり、その後、阪神、ヤクルトの選手を経て最近までヤクルトのスタッフをされていた「山口重幸氏(57)」が、この4月から監督に就任するとの記事を見ました。これは、野球部の気合が一気に上がるだろうと思いました。私も新年度を迎えて、「オリヤア～、行け・行け！ ファイト！」と、彼らの気合に合わせて老体を動かしています。

それでは、今月号の話題は、

- 1) 4月1日から「障害者差別解消法が変わります！
- 2) 日本障害者協議会「藤井克徳代表」講演会が開催されました。
- 3) 青い鳥郵便葉書の無償配付(日本郵便)が始まっています。
- 4) 視覚障害者向け機器展示会がお隣の練馬区で開催される案内です。

をお送りします。

1) 4月1日から「障害者差別解消法が変わります！

平成28年4月に施行された通称「障害者差別解消法」については、様々な改正を経て今日に至っています。合理的配慮の提供については、行政や公的機関は義務、民間は努力義務とされていた内容が、令和3年に改定され、民間事業所においても義務化が示されました。その義務となった法律内容が、今年令和6年4月から施工となりました。

しかし、最近のインターネット記事や SNS などで、障害者からの過度な要求例を見ないではありません。法律の基本的な趣旨として、「合理的配慮の提供」にあたっては、障がいのある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応案を検討していくことが求められます。内閣府の次のホームページには、視覚障害者を対象とした具体的な合理的配慮を始め、多くの例が紹介されています。

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html

2) 日本障害者協議会「藤井克徳代表の講演会」が、西東京市障がい者福祉をすすめる会・西東京市身体障害者福祉協会(以下 すすめる会・身障協)主催で開催されました。

すすめる会には、西視協も参加し、市内の障害福祉関係団体との連携活動を行なっています。2024年2月8日(木)に障害者総合支援センター「フレンドリー」にて表題の講演会が開催され、多くの参加者がありました。

以下は、主催のすすめる会の根本会長・身障協の井口代表が、すすめる会の2024年春号の会報に投稿された報告を参考にさせて頂き、皆様へも紹介させて頂くことにします。

元、西東京市に隣接する小平市内にて養護学校の先生をされていた藤井代表のお話は、

視座はとても高いのですがその根底には福祉現場における、障がいをお持ちの当事者・その家族・支援者の気持ちに寄り沿い、課題とその解決策も机上の空論とは真逆のより具体的なことが多く、聞いていてとても納得、賛同を覚える内容でした。なお、藤井代表は、現在も小平に住まいされており、養護学校教員時代に視覚障害の中途障害になられて、20年ほど前からは全盲とのことです。

でありながら、多くの国からは遅れて整備・条約比準に至った「国連障害者の権利条約(略称 障害者権利条約)」を締結に至る活動や、同条約国に課される実施状況の国連審査についての意見などを発信されています。

講演の流れでは日本の、過去からの障害者が置かれていた状況から、権利条約批准後の現状に残された課題などの解説から始まり、「65歳の壁」問題については、障害者がそこから障害ではないとの扱いに成りかねない福祉施策状況についての解説に至りました。

講演の最後には4人からの質問がありました。聴覚障害者が手話通訳を介しての発言と、視覚障害者・構音障害者、施設入所者の親からの発言でした。それぞれの立場からの質問(発言)でしたが、各種の障がい者が一堂に会していることを示しておりました。会場集約のアンケートでは、押し並べての意見では、講師のお話が「よかったです」「解った」「勉強になった」が多数ですが、「65歳の壁」問題は「もっと聞きたい」「知りたい」「分かりづらい」がありました。ともあれ、この様な会を「もっと開いてもらいたい」の声が主流です。

身障協の井口会長からは、「励ましに応えて、これからも企画したいと思います。」との声明があり、私達も、この様な学習会が開催される際には出席させて頂こうと思います。

* 障害者権利条約とは:障害のある人の基本的人権を促進・保護すること、固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際的原則です。

3) 青い鳥郵便葉書の無償配付(日本郵便)が始まっています。

今年も恒例となりました表題の配布が以下の条件で始まります。対象の方は、是非、お忘れなく!

- ・申込期間は、2024年4月1日(月)から同年5月31日(金)まで(配付は2024年4月22日(月)以降となります。)
- ・対象者は、(1)重度の身体障害者手帳「1級」または「2級」の方、(2)療育手帳に「A」または「1度」もしくは「2度」の方
- ・配布葉書の種類は、「通常郵便はがき(無地、インクジェット紙またはくぼみ入り)」、「通常郵便はがき・胡蝶蘭(無地またはインクジェット紙)」から選択します。

くぼみ入りは、視覚障害者の方が使いやすいように、郵便はがきの裏表を判りやすくしたくぼみの着いたものです。

- ・配付枚数一人に付き、上記配付はがきの中からいずれか1種類を20枚
- ・申し込みは、郵便局窓口に申請書がありますので、手帳を持参のうえ必要事項を申請書に記載して、窓口に提出してください。

代理人、郵送の方法も可能ですが、詳細については、以下のホームページを参考にして、申し込みください。

https://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2024/00_honsha/0313_01.html

- ・配布方法は、2024年4月22日(月)以降、郵送されます。郵便局の窓口での引き渡しは行なわれません。

4) 視覚障害者向け機器展示会がお隣の練馬区で開催される案内です。

・視覚障害者向け機器展示会が西武池袋線沿い、西東京市の隣、練馬区で4月に開催されます。訪ねられる方に置かれては、同行援護の依頼などご準備下さい。

「アメディアフェア」

拡大読書器、歩行支援の誘導ナビシステム、視覚障害者向け支援用ソフトウェアやスマホアプリなどなど、20社以上の企業の展示、出品物に依っては直販も行われる様です。

開催日時:令和6年4月27日(土)10:30~15:30

開催会場:練馬区立区民・産業プラザ Coconeri ホール (西武池袋・有楽町線練馬駅 北口 徒歩1分)

ホームページを閲覧可能な方は、以下のURLもしくは「アメディアフェア 練馬」で検索にてご覧ください。

<https://www.amedia.co.jp/event/amediafair/index.html>

■「東京都盲人福祉協会西東京支部・西東京市視覚障害者協会」では、会員に限らず、誰でも参加を歓迎する交流会を定期的に開催することを昨年度の総会で決定しました。今年度に付きましても、同様に定期的な交流会を重ねたいと思っていますが、初回は年度総会と併せての開催となると思います。

西東京市に住まいしている視覚障害者の皆様におかれましては、支部・協会へのご加入、あるいは交流会へのご参加だけでも、市当局への福祉施策への要請や、皆様一人一人が困っていることや、他の方にもお知らせできる情報などの交換の場に成れば幸いです。今後の予定につきましては、順次、情報はっとラインにてお伝えします。

今年の総会は、6月を予定しています。詳細については、来月号にてお知らせいたします。会員の方には、会長よりの直接の連絡を行います。会員で無い方に置かれてても、この総会を機会に会員となってくだされば、嬉しい所です。

■以上、今月の話題を野口からお送りしました。